

記者発表資料

平成18年12月26日
北陸地方整備局河川部

東京電力(株)野反^{のぞり}ダムの水利使用許可に係る再報告徴収
について

東京電力(株)野反ダムにおいてダムの変形等を計測した値を補正して北陸地方整備局へ報告されていたことについて、12月12日に東京電力(株)より報告を受けたところですが、北陸地方整備局としては、当該報告において各種データの信憑性に対する確認及び安全性に関する客観的な評価について、河川法第78条第1項に基づき、再報告を求めることとしました。